

改正案	現行
<p>平成13年 6月29日 制定（国空航第 543号） <u>令和 年 月 日 最終改正（国空安政第 号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局長</p> <p>航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について</p> <p>航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号。以下「告示」という。）については下記に従って運用する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 主たる条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則第194条第2項第3号関係</u> <u>規則第194条第2項第3号に規定する物件には、次に掲げるものが含まれる。</u></p> <p>(ア) <u>旅客のサービスのために航空機内で使用し、又は販売することを目的として航空運送事業者等により航空機内に持ち込んで輸送されるエアゾール、アルコール性飲料、化粧品、ガスライター（再充填</u></p>	<p>平成13年 6月29日 制定（国空航第 543号） <u>令和 6年12月13日 最終改正（国空安政第2147号）</u></p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局長</p> <p>航空法施行規則第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の運用について</p> <p>航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条及び航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号。以下「告示」という。）については下記に従って運用する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 主たる条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則第194条第2項第3号関係</u></p> <p>(ア) <u>規則第194条第2項第3号に規定する物件には、旅客のサービスのために航空機内で使用し、又は販売する</u>エアゾール、アルコール性飲料、化粧品、ガスライター（再充填が不可能なライター及び減圧</p>

改正案	現行
<p>が不可能なライター及び減圧時にガスが漏れやすいライターを除く。)、ドライアイス及びリチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（(オ)の条件を満たすものに限る。）並びに飛行中の患者の医療に使用される物件並びに移植のための組織又は器官の保存に使用される物件。</p> <p>(イ) 爆発物等を装着するための航空機装備品の装備について国土交通大臣又は地方航空局長が航空法第10条第4項第1号の基準に適合することを確認している場合には、当該装備品に装着される爆発物等。</p> <p>(ウ) 飛行中の患者の医療、移植のための組織又は器官の保存及び告示第25条に定める目的のために航空機により輸送される物件であって、その輸送の前後において当該物件を速やかに積込み若しくは取卸しができない場合又は整備のための機体の空輸若しくは訓練飛行等を行う場合に当該航空機に引き続き積載される物件。</p> <p>(エ) 搭乗者の衛生のために使用することを目的として航空運送事業者等により航空機内に持ち込んで輸送される手指の消毒剤及び清掃用製品（アルコールベースのものに限る。）。</p> <p>(オ) 航空機内で使用するため航空運送事業者等により航空機内に持ち込んで輸送されるリチウム電池を内蔵した電子機器、予備のリチウム電池又はパワーバンクであって、以下の条件を満たすもの。ただし、当該条件が運航規程その他のマニュアル等に規定されている場合に限る。</p> <p>(a) 予備のリチウム電池又はパワーバンクは、使用しない場合には短絡しないように個々に保護されていること。</p>	<p>時にガスが漏れやすいライターを除く。)、ドライアイス、<u>告示別表第18に掲げる</u>リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器<u>及びリチウムイオン組電池を内蔵した携帯型電子機器並びに</u>飛行中の患者の医療に使用される物件並びに移植のための組織又は器官の保存に使用される物件を含むものとする。</p> <p>(イ) 爆発物等を装着するための航空機装備品であって、<u>当該装備品の</u>装備について国土交通大臣又は地方航空局長が航空法第10条第4項第1号の基準に適合することを確認している場合、当該装備品に装着される爆発物等は規則第194条第2項第3号に規定する物件に含まれるものとする。</p> <p>(ウ) 飛行中の患者の医療、移植のための組織又は器官の保存及び告示第25条に定める目的のために航空機により輸送される物件であって、その輸送の前後において当該物件を速やかに積込み若しくは取卸しができない場合又は整備のための機体の空輸若しくは訓練飛行等を行う場合に当該航空機に引き続き積載される物件は、<u>規則第194条第2項第3号に規定する物件に含まれるものとする。</u></p> <p>(エ) 搭乗者の衛生のために使用することを目的として航空運送事業者等により航空機内に持ち込んで輸送される手指の消毒剤及び清掃用製品（アルコールベースのものに限る。）<u>は、規則第194条第2項第3号の物件に含まれるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(b) 電子機器は、不測の作動を防止するように措置すること。</p> <p>(c) 国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。</p> <p>(d) リチウム金属電池にあつてはリチウム含有量が2 g以下のものであり、リチウムイオン電池にあつてはワット時定格量が100Wh以下のものであること。</p> <p><u>(3)</u> ~ <u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> 告示第16条第2項関係 本規定により、危険物を収納した包装物と混合包装してはならない包装物には、<u>(9)</u>の(ア)から(ウ)までに掲げる物件を収納したものが含まれる。</p> <p><u>(14)</u> 告示第17条関係 (ア) (略) (イ) 本条第1項第4号に掲げる「品名」とは、<u>(12)</u>に掲げるものをいうものとする。 (ウ)・(エ) (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> その他 (1)から<u>(15)</u>までに掲げるもののほか、規則第194条及び告示の施行に必要な事項(凶器に関する事項を除く。)は、安全政策課長が別に定めるものとする。</p> <p>2. ~ 4. (略)</p> <p>第1号様式 <u>(1)</u>、<u>(1)</u> 関係 (様式 略)</p> <p>第2号様式 <u>(1)</u>、<u>(1)</u> 関係 (様式 略)</p>	<p><u>(2の2)</u> ~ <u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> 告示第16条第2項関係 本規定により、危険物を収納した包装物と混合包装してはならない包装物には、<u>(7)</u>の(ア)から(ウ)までに掲げる物件を収納したものが含まれる。</p> <p><u>(12)</u> 告示第17条関係 (ア) (略) (イ) 本条第1項第4号に掲げる「品名」とは、<u>(10)</u>に掲げるものをいうものとする。 (ウ)・(エ) (略)</p> <p><u>(12の2)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> その他 (1)から<u>(12の2)</u>までに掲げるもののほか、規則第194条及び告示の施行に必要な事項(凶器に関する事項を除く。)は、安全政策課長が別に定めるものとする。</p> <p>2. ~ 4. (略)</p> <p>第1号様式 <u>(1)</u>、<u>(1)</u> 関係 (様式 略)</p> <p>第2号様式 <u>(1)</u>、<u>(1)</u> 関係 (様式 略)</p>

改正案	現行
第3号様式（ <u>1.</u> <u>(4)</u> 関係）（様式 略）	第3号様式（ <u>1.</u> <u>(3)</u> 関係）（様式 略）
表1（ <u>1.</u> <u>(8)</u> 関係）（表 略）	表1（ <u>1.</u> <u>(6の2)</u> 関係）（表 略）

附 則（令和 年 月 日国空安政第 号）

この通達は、令和 年 月 日から適用する。